

- 3 都市計画税については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 4 入湯税については、観音寺市の例により統一する。

#### 14 使用料・手数料等の取扱い

- 1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。

ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。
- 2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。

#### 15 一部事務組合等の取扱い

- 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合、三豊総合病院組合、三豊南部環境衛生組合、香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合、香川県市町総合事務組合、財田川防災組合については、新市において合併の日から引き続き加入する。ただし、香川県市町総合事務組合については、非常勤消防団員の災害に対する補償に関する事務等を共同処理する。
- 2 粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、その管理運営については、旧来の慣行を尊重し、特例措置を講ずるものとする。
- 3 香川県五郷山部分林組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、当該組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 4 大野原町及び豊浜町の公平委員会に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託を廃止する。

- 5 株式会社観音寺冷蔵センター、三豊ケーブルテレビ放送株式会社、観音寺観光開発株式会社については、出資金は新市に引き継ぐ。

## 16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 1市2町に共通する団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 1市2町独自の目的を有する団体については、現行のとおりとする。

## 17 消防団・海防団の取扱い

### 1 消防団

1市2町の消防団については、合併時に統合し、消防団員の定員、任免、給与、服務等は合併時まで調整する。

### 2 海防団

観音寺市海防団については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その組織等は、必要に応じ、新市において調整する。

## 18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。

- 1 1市2町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一する方向で調整する。
- 2 1市2町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市域全域において均衡を保つよう調整する。
- 3 整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるよう調整する。